

判決年月日	平成 2 9 年 4 月 1 2 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成28年(行ケ)10059号		
○ 名称を「携帯用電気切断機」とする発明（ただし，対象となる請求項は7つ）について，明確性要件及びサポート要件違反を認め，無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法 29 条 1 項 3 号，29 条 2 項

（関連する権利番号等）無効 2015-800027 号，特許第 5633940 号

判 決 要 旨

被告は，名称を「携帯用電気切断機」とする発明（本件発明）についての本件特許（特許第 5633940 号）の特許権者である。原告が，本件特許の無効審判請求をしたところ（無効 2015-800027 号），特許庁は，請求項 1，2 及び 9 については無効とし，請求項 3～8 及び 10 については無効審判請求を不成立とする審決をした。本件は，後者の部分について原告が審決取消を求めた事案である。

本件発明は，携帯用電気切断機に係るものであり，特にモータ駆動用の回路基板の冷却構造に関するものである。すなわち，本件発明は，モータを収容するハウジングの形状を大きく変更しないで，操作性を損なわずにモータ駆動用の回路基板の配置スペースを確保するとともに，回路基板の冷却を良好に行うことのできる携帯用電気切断機を提供することを目的とする。

審決は，次の通り判断して，本件特許の特許請求の範囲の記載は明確性要件及びサポート要件に違反せず，また，進歩性があると判断した。

①（発明 3～8 及び 10 につき）発明 1 の構成要件 C-2 における「ファンの径方向外側」が示す領域は特許発明 1 の記載から理解できる。

②（発明 6～8 及び 10 につき）回路基板の配置に関する「モータの回転軸と平行に延びる」という記載は，明確である。

③（発明 6～8 及び 10 につき）駆動回路及び制御回路の「両方を搭載した回路基板」について，「モータの側方位置」に配置することは，本件明細書等に記載されているに等しい事項といえるから，特許発明 6 は，本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明である。

④ 本件発明と甲 8 発明（特開 2012-735 号公報記載の発明）の相違点 2 は，特許発明 1 は「前記回路基板の少なくとも一部は，前記ファンの回転軸に直交する方向を径方向としたとき，前記ファンの径方向外側に配置され，前記回路基板の少なくとも一部は，前記ファン風の通路内に配置」されるものであるのに対して，甲 8 発明はそのようなものではない点であるところ，これに甲 9 文献（特開平 11-129169 号公報）記載の技術的事項を適用することには，制御基板の配置及びハンドル部の配置の 2 点につき阻害事由がある。

本判決は、次のとおりに認定判断をして、審決の明確性(上記①)及びサポート要件(上記③)に関する判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

① (上記①につき)「…前記ファンの回転軸に直交する方向を径方向としたとき、前記ファンの径方向外側…」の記載に関する審決の解釈は、文言解釈として成り立たないものではない。しかし、「直交する」の一般的な意味及び他の請求項の同一文言の解釈に鑑みると、当該文言を異なる意味に解釈することにも十分な合理性がある。他方、本件発明の技術的意義からは、当該記載の示す意味内容につきいずれが正しいとも判断し得ない。したがって、構成要件 C-2 は不明確である。

② (上記③につき) 発明の詳細な説明記載の発明 6 に関する実施例による効果は、いずれも本件発明の課題解決に寄与しないから、発明 6~8 及び 10 は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載されたものではなく、また、その課題を解決できると当業者が認識し得る程度に、本件明細書の発明の詳細な説明に記載されているともいえない。したがって、発明 6~8 及び 10 はサポート要件を満たさない。